

令和3年度市民税・県民税の申告書

(上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書)

		区			整理番号					
		カナ氏名								
受付	精査	添付資料			入力チェック			生 年 月 日		
		<input type="checkbox"/> 確定申告書の控（写し）[提出前・後] <input type="checkbox"/> 特定口座年間取引報告書（写し） <input type="checkbox"/> 配当の支払通知書（写し）			<input type="checkbox"/> 台帳（メモコード9） <input type="checkbox"/> 合算または税変 （資料区分は「市申」） （R3. 入力）					

現住所			フリガナ		
			氏 名	⑤	
令和3年 1月1日 の住所	<input type="checkbox"/> 同上	生 年 月 日	性 別	男・女	電 話 番 号
					自 宅 - - 携 帯 - -

○確定申告した（予定含む）上場株式等の所得

○確定申告した（予定含む）上場株式等の所得			住民税の特別徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円
上場株式等の繰越損失額		円	

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税15.315%（復興特別所得税分も含む）と住民税5%の合計20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものとなります。（所得税20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません）。

（注意） 上記の表の住民税の源泉徴収税額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。

申告する番号に○をつけてください。

- 1 上記の確定申告した（予定含む）上場株式等の所得について、住民税では申告いたしません。
- 2 上記の確定申告した（予定含む）上場株式等の所得について、住民税では下記の所得といたします。

			住民税の特別徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円
上場株式等の繰越損失額		円	

2は以下の例の場合に使用します。

（例）確定申告で分離課税とした配当所得を住民税では総合課税で申告

【注意事項】

- ・この申告書の申告期限は市民税県民税税額決定・納税通知書が到達するまでです。その後のご申告は一切お受けいたしかねますのでご注意ください。
- ・市県民税で申告不要制度を選択した場合、市県民税で配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。
- ・納税通知書が届いたのちに課税方式を変更することはできません（過年度分も同様です）。
- ・特定口座の譲渡損失を申告する場合、同一口座の配当所得等もあわせて申告しなければなりません。
- ・所得税と市県民税で異なる課税方式を選択した場合、医療費控除、譲渡所得の繰越損失額等について、所得税と市県民税で控除額等に差異が生じる可能性があります。
- ・この申告書を提出する場合に上場株式等に係る譲渡損失について、翌年度以降に繰越す額がある場合は、別途繰越控除明細書第57号様式の提出が必要です。